

協議第13号

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い			関係項目	市町村章、市町村民憲章、市町村の花・木・鳥、市町村の歌、各種宣言、名誉市町村民、功労者表彰、市町村の行事	
	現況					
	上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町
1	上野市市章	伊賀町町章	島ヶ原村村章	阿山町町章	大山田村村章	青山町町章
2	上野市民憲章	伊賀町民憲章	-	阿山町民憲章	大山田村民憲章	青山町民憲章
3	上野市の花・木・鳥	伊賀町の花・木・鳥	島ヶ原村の花・木・鳥	阿山町の花・木・鳥	大山田村の花・木・鳥	青山町の花・木・鳥
4	市の歌	町の歌	村の歌	町の歌	村の歌	町の歌
5	各種宣言	各種宣言	各種宣言	各種宣言	各種宣言	各種宣言
	交通安全宣言	交通安全宣言	「飲酒・暴走」運転の追放宣言	交通安全宣言	交通安全宣言の村 交通事故絶滅宣言	交通安全の町宣言 飲酒運転追放の町宣言
	-	暴力追放決議	暴力追放	暴力追放	暴力追放に関する決議	-
	青少年健全育成都市	青少年健全育成の町	-	青少年健全育成村宣言	-	-
	上野市非核平和都市宣言	非核平和の町宣言	「非核平和の村」宣言	「非核平和の町」宣言	非核平和の村宣言	平和の町宣言、非核平和の町宣言
	上野市環境都市宣言	伊賀町環境宣言	-	-	-	-
	緑化推進都市宣言	-	-	-	-	-
	人権尊重都市宣言	伊賀町人権町宣言	人権尊重の村宣言	「人権尊重の町」宣言	人権尊重村宣言	「人権尊重のまち」宣言
	上野市健康都市宣言	-	-	-	-	-
上野市男女共同参画都市宣言	-	-	-	-	-	
6	名誉市民	名誉町民	名誉村民	名誉町民	名誉村民	名誉町民
7	功労者表彰	功労者表彰	功労者表彰	功労者表彰	功労者表彰	功労者表彰
8	市の行事	町の行事	村の行事	町の行事	村の行事	町の行事

先進事例

ひたちなか市

- (1) 市章
新たに市章を定める。
- (2) 市民憲章
合併後検討機関を設け、新たに市民憲章を定める。
- (3) 市の花・木・鳥
合併後検討機関を設け、新たに市の花、木、鳥の選定を行う。
- (4) 都市宣言
核兵器廃絶平和都市宣言については、宣言文を統一し、都市宣言を行う。
- (5) 市民祭り
市民主導による新市の夏祭りとするよう調整に努める。また、花火大会は、観光協会事業として一本化した取り組みを行うよう調整に努める。
- (6) 産業祭
新市の産業祭として、総合的な一大イベントへ拡充する。
- (7) 消防出初式
合併後統一して行う。

あきる野市

- (1) 市章は、新市において新たに定める。
- (2) 市の花、木、鳥は、新市において新たに定める。
- (3) 清浄都市宣言、清浄都市憲章、交通安全都市宣言、スポーツと音楽のまち宣言は、新市において調整する。
- (4) 2市町独自の行事については現行どおりとし、その範囲を拡大する。
- (5) 2市町共通の内容の行事については、新市において調整する。

篠山市

- (1) 市章、市民憲章、市木、市花および市歌については、新市において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言および表彰については、新市において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新市において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行どおりとする。

西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市民憲章および高齢者憲章（保谷市のみ）は、新市において調整する。
- (3) 市の木、市の花、市の鳥（保谷市のみ）は、新市において調整する。
- (4) 都市宣言は、新市において調整する。

さぬき市

- (1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌および表彰規定については、新市において新たに定める。
- (2) 各種イベントについては、原則として現行のとおりとする。

東かがわ市

表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。

あさぎり町

宣言および表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新市に引き継ぐものとする。

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	市町村章			
調整の方針	新市において調整する。					
現 況						調整の具体的内容
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	
<p>上野市市章 (昭和43年2月15日制定)</p>  <p>山に囲まれた伊賀盆地の中心にある上野を栗の果実にたとえ、市民が力強く腕を組んだ形を表し、中央に上野の上の文字を図案化したものです。</p>	<p>伊賀町町章 (昭和41年7月26日制定)</p>  <p>「い」と「が」の組み合わせからなり、徒らに新奇をてらわず、また町の生い立ちに説明的冗漫さもなく、それでいて伝統ある伊賀の昔のイメージをその形体にさそう文字の組み方に近代的な永遠性を見出す。</p>	<p>島ヶ原村村章 (昭和48年7月26日制定)</p>  <p>周囲を三国(京都府、奈良県、滋賀県)で囲まれた中に燦として輝く島ヶ原という意味を表しています。</p>	<p>阿山町町章 (昭和36年9月3日制定)</p>  <p>町章は、カタカナの「ア」と漢字の「山」を図案化し、円形は町の一体化、総親和をもって発展、象徴を表しています。色彩は旗が紫色に白地、バッジが黒字に金色の町章で、昭和36年9月3日に制定され、42年町制施行と同時に、そのまま町章として襲用された。</p>	<p>大山田村村章 (昭和43年2月15日制定)</p>  <p>応募は村内から105点、村外から14点と多くに及び、5月14日の審査会において「大山田の大と山を組み合わせ、旧山田・布引・阿波の三村が鼎の足となって、新しい大山田村を力強く、かつ安定した発展を表現した」</p>	<p>青山町町章 (昭和31年3月24日制定)</p>  <p>アルファベットのトップ文字で縁起も良い(a)を基本に図案されていて、丸く団結したなかで未来を求めて前進、躍動するという意味を含んでいる。雨嵐の中でも前へ進む、カタツムリの形にも似ている。</p>	

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目		慣行の取扱い			関係項目		市町村民憲章
調整の方針		新市において調整する。					
現				況		調整の具体的内容	
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町		
<p>上野市民憲章 (昭和56年6月27日制定)</p> <p>わたくしたちは、自然と伝統に恵まれたわが上野市の限らない躍進にねがいをこめて、ここに市民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然を愛し、清潔で住みよいまちをつくりましょう。 1 人間を愛し、心のふれあう幸せなまちをつくりましょう。 1 家庭を愛し、健康で明るいまちをつくりましょう。 1 勤労を愛し、活気のある豊かなまちをつくりましょう。 1 郷土を愛し、文化の香り高いまちをつくりましょう。 	<p>伊賀町民憲章 (昭和44年12月18日制定)</p> <p>わたくしたちは、霊峰を仰ぎ芭蕉の偉業を偲びつつ、伊賀町無限の繁栄を願ってここに憲章を制定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 人権を重んじ、法秩序を守りましょう 1 教養を高め豊かな文化を育てましょう 1 健康の増進を図り、明るい家庭をつくりましょう 1 生業に励み、郷土の発展に努めましょう 1 先人の偉業を称え、平和な町を築きましょう 		<p>阿山町民憲章 (昭和61年1月1日制定)</p> <p>私たちは阿山町民は、緑豊かな自然と先人の偉業を受けつぎ、お互いの幸福を願い伸びゆく町を築くため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 郷土を愛し、自然を守り美しい町をつくりまします。 1 知性を磨き、香り高い文化の町をつくりまします。 1 人間を尊び、心のふれ合う明るい町をつくりまします。 1 勤労に励み、力を合わせて豊かな町をつくりまします。 1 心身を鍛え、活力あふれる生きがいのある町をつくりまします。 	<p>大山田村民憲章 (昭和50年7月制定)</p> <p>わたくしたちは大山田村民としての誇りと愛情をもって未来に発展する郷土をめざし、この村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 恵まれた自然を活かし美しい環境をつくりまします。 1 働くことによるこびをもつて産業の振興に努めまします。 1 健康で生きがいのある堅実な家庭をつくりまします。 1 伝統ある教育を伸ばし文化の創造につとめまします。 1 暮らしの合理化をはかり豊かな村を築きまします。 	<p>青山町民憲章 (昭和50年3月1日制定)</p> <p>私たちは美しい自然に恵まれた青山町にはぐくまれ、力よく歩みつづける青山町民の誇りと自覚をもつて</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 澄んだ大気と清らかな水のあるきれいな環境を守ります。 1 健康と働くことによるこびをもつ明るい家庭をつくりまします。 1 青少年に夢を老人に安らぎのある平和な社会をつくりまします。 1 笑顔と親切でこころゆたかな住みよい町をつくりまします。 1 未来をひらく教育をのばし産業の振興と文化の向上につとめまします。 		

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い		関係項目	市町村の花・木・鳥		
調整の方針	新市において調整する。					
現		況				調整の具体的内容
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	
市の花・市の木・市の鳥 (昭和54年6月1日指定) 市の花 萩 市の木 榎 市の鳥 白鷺	町の花・町の木・町の鳥 (昭和47年12月指定) 町の花 サツキ 町の木 ツゲ 町の鳥 メジロ	村の花・村の木・村の鳥 (昭和54年12月指定) 村の花 ミヤマツツジ 村の木 ヒノキ 村の鳥 キジ	町の花・町の木・町の鳥 (昭和54年指定) 町の花 ささゆり 町の木 赤松 町の鳥 きじ	村の花・準村の花・村の木・ 村の鳥 (昭和53年4月1日指定) 村の花 ササユリ 準村の花 水仙、マンジュ シャゲ 村の木 梅 村の鳥 オシドリ	町の花・町の木 (昭和55年4月17日指定) 町の花 ツツジ 町の木 ケヤキ	

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い		関係項目	市町村の歌		
調整の方針	新市において調整する。					
現 況						調整の具体的内容
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	
市の歌 (平成13年制定) 上野市歌「わがまち上野」	町の歌 (昭和53年9月制定) 「伊賀町民の歌」	村の歌 (昭和48年12月10日制定) 「島ヶ原村村歌」	町の歌 (昭和40年12月制定) 「阿山町の歌」	村の歌 (昭和55年5月制定) 「村民歌」	町の歌 (昭和55年4月制定) 「ふるさとは今」	

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い			関係項目	各種宣言	
調整の方針	新市において調整する。					
現況						
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	調整の具体的内容
<p>交通安全都市宣言 昭和37年3月15日</p> <p>わが国産業経済の伸長にともない交通量は著しく増加複雑化し、最近の交通事故の激増ぶりは、真に憂慮すべきものがある。わが上野市も逐年交通量が増加し交通事情はますます悪化して輪禍の犠牲となる惨事が増大、市民生活に大きな不安を与えている。</p> <p>よってこゝに市民の総意を結集し、これら交通事故の絶滅を期するため、施設の充実、交通安全教育など強力に施策を全市的に推進させるため、こゝに上野市を「交通安全都市」とすることを宣言する。</p>	<p>交通安全宣言 昭和39年5月19日</p> <p>近時交通事故防止の声は朝野をあげて叫ばれている。愈々名阪国道の建設工事も着工の運びとなり、急激な交通量の増大が予測される現状にある。こうした画期的事業の遂行にあたり、吾々住民は全町的に協力すると共に、特に交通事故の絶無を期すため全面的交通安全運動を展開し、もって、明るい町づくりに最善をつくすことを宣言する。</p>	<p>「飲酒・暴走」運転の追放宣言 平成元年3月9日</p> <p>近年の急激な自動車社会の発達により、交通事故の危険性も極度に拡大している。</p> <p>島ヶ原村民は、人命尊重の精神に徹し、正しい交通秩序の確立と悲惨な交通事故を追放する社会環境の実現に最大の努力を払っているところである。</p> <p>しかしながら、近年、交通秩序を乱す暴走運転や飲酒運転に起因する交通事故が多発の傾向にあり、村民の平穏な生活を著しく脅かしていることは誠に遺憾であり、憂慮にたえない。</p> <p>よって、村議会は、ここに村民とともに総力をあげて、「飲酒・暴走」運転を追放し、「安全ですみよい郷土づくりに邁進することを宣言する。</p>	<p>交通安全 昭和37年10月3日</p> <p>わが国産業経済の伸展に伴い、交通量は著しく増加複雑化し、最近の交通事故の激増ぶりは真に憂慮すべきものがある。</p> <p>わが阿山村も逐年交通量が増加し、交通事情は益々悪化して、輪禍の犠牲となる惨事が現れつつあり、村民の生活に大きな不安を与えている。よって、ここに村民の総意を結集し、これら交通事故の絶滅を期するため、施設の充実・交通安全教育など、強力に施策を全村的に推進させるため、ここに阿山村を「交通安全の村」とすることを宣言する。</p>	<p>交通安全宣言の村 昭和49年9月26日</p> <p>急激なモータリゼーションの発達により交通事故の発生も激増の一途をたどってきたが、ここ2・3年前から全国的に減少傾向がみられる。本村においても昭和46年(件数31件、死者数4人、傷者数37人)をピークに減少線を示している。交通事故が減少した背景には、交通規制の強化等あるいはエネルギー資源の節約等による種々の社会情勢が起因している。しかし、死者の構成を見ると交通弱者いわゆる老人、子どもの死亡事故が増加し、このような現状で交通対策は、人間保護最優先、交通弱者の保護を考え、生活道路からのさまざまな自動車公害をなくすため、生活ゾーンの拡大、車の締め出し規制等行われている。</p> <p>本村においても交通対策は種々問題はあるが、人間保護最優先の立場に立ち交通事故絶滅を期するとともに、車社会の発達を再認識し、交通事故のない安全で明るい村づくりを旨とし、ここに「交通安全宣言の村」として村民の衆議を期するものである。</p> <p>交通事故絶滅宣言 昭和60年3月27日</p> <p>近年の急激な自動車社会の発達により交通事故の危険も極度に拡大している。</p> <p>わが村においても、昭和49年9月26日に「交通安全宣言の村」を決議し、事故防止と安全な村づくりの為に各分野における対策と村民総ぐるみの安全意識の高揚を図ってきたところである。</p> <p>しかしながら、近時の道路事情の変化と交通マナーの低下、危機感の薄れは事故多発を招いている状況である。</p> <p>交通事故による惨状については今更言を要しないが、一瞬にして悲惨な、そして極めて不幸を招くことを再認識を促すべきである。</p> <p>これら交通事故の大半は、人的によるものであり、法規の遵守とともに、交通道徳の涵養、交通環境の整備充実により、ほとんど阻止し得べきものと確信する。</p> <p>われわれは、以上の趣旨に則り交通安全の諸施策を促すと共に交通マナーの向上につとめ、悲惨な交通事故から村民の安全を護り健康で安全な村づくりを目指して交通事故絶無のための村民運動を強力に推進すべきである。</p> <p>よってここに大山田村交通事故絶滅宣言を決議する。</p>	<p>交通安全の町宣言 昭和37年3月15日</p> <p>わが国産業経済の伸長にともない、陸運交通量は著しく増加複雑化し、最近の交通事故の激増ぶりは、真に憂慮すべきものがある。特にわが青山町は国道百六十五号線、津、大阪線更に近畿日本鉄道大阪線をひかえ、交通事故による犠牲者は激増の一途をたどり、町民の恐怖は言語に絶しがたいものがある。</p> <p>よってここに町民の総意を結集し、これら交通事故の絶滅を期するため、次の構想のもとに強力な施策を全町的に推進させるため、ここに青山町を「交通安全の町」とすることを宣言する。</p> <p>飲酒運転追放の町宣言 昭和49年12月19日</p> <p>わが国産業経済の成長に伴い、近年車輦が著しく増加し、交通事故の激増ぶりは真に憂慮すべきものがあります。特に、わが青山町は、昨年国道百六十五号線の開通により、交通事故発生は急増しております。中でも特に飲酒運転による交通事故の犠牲者は激増の途をたどっており、町民の恐怖は言語に絶しがたいものがあります。</p> <p>よって、ここに町民の総意を結集し、飲酒運転の絶滅運動を全町的に推進させるため、青山町を「飲酒運転追放の町」とすることを宣言する。</p>	

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い				関係項目	各種宣言
調整の方針	新市において調整する。					
現 況					調整の具体的内容	
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	
	<p>暴力追放決議 昭和51年7月27日</p> <p>社会情勢が激変する中であって、衝動的自己中心的な動機による暴力行為や、勢力拡大を図ろうとする暴力組織による暴力事件が各地に発生して、今日の社会に暗い影を投げかけていることは誠に憂慮にたえない。</p> <p>かかる暴力行為は、善良なる町民生活をおびやかすと共に、青少年の非行化を助長し、風俗環境の悪化を招来するものである。</p> <p>よって我々はこのことを深く認識して、町当局と共に、明るく住みよい伊賀町をつくるため、ここに暴力追放を決議する。</p>	<p>暴力追放 昭和51年3月12日</p> <p>社会情勢の激変する中であって、衝動的・自己中心的な動機による暴力行為や勢力拡大を図ろうとする暴力組織による暴力事件が各地で発生して、今日の社会に暗い影を投げかけていることは、まことに憂慮にたえない。</p> <p>かかる暴力行為は、善良なる村民生活を脅すととも青少年の非行化を助長し、風俗環境の悪化を招来するものである。</p> <p>よって、われわれはこのことを深く認識して、村当局とともに明るく住みよい島ヶ原村をつくるため、ここに暴力追放宣言を決議する。</p>	<p>暴力追放 昭和51年5月25日</p> <p>社会情勢の激変する中であって、衝動的・自己中心的な動機による暴力行為や勢力拡大を図ろうとする暴力組織による暴力事件が各地で発生して、今日の社会に暗い影を投げかけていることは、まことに憂慮にたえない。</p> <p>かかる暴力行為は、善良なる町民生活を脅すととも青少年の非行化を助長し、風俗環境の悪化を招来するものである。</p> <p>よって、われわれはこのことを深く認識して、町当局とともに明るく住みよい阿山町をつくるため、ここに暴力追放を決議する。</p>	<p>暴力追放に関する決議 昭和51年 月 日</p> <p>社会情勢の激減する中であって、衝動的、自己中心的な動機による暴力行為や勢力拡大を図ろうとする暴力組織による暴力事件が各地で発生し、今日の社会に暗い影を投げかけていることは、誠に憂慮にたえない。</p> <p>こうした暴力行為は、善良なる村民生活を脅かすととも青少年の非行化を助長し、風俗環境の悪化をまねくものである。</p> <p>よってわれわれはこのことを深く認識して、村当局と共に明るく住みよい大山田村をつくるため、ここに暴力追放を決議する。</p>		

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い	関係項目		各種宣言		
調整の方針	新市において調整する。					
現			況			調整の具体的内容
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	
<p>宣言（青少年健全育成都市） 昭和41年3月30日</p> <p>近時、社会の変貌甚だしく、青少年をとりまく環境や家庭に与える影響は深刻且つ大である。</p> <p>次の世代を担う青少年をそのとりまく社会的悪条件から守り、非行を防止し、健全育成の方途を講ずることは、家庭、学校、職場、地域を問わず我々市民の責務である。</p> <p>ここに上野市は、青少年を守る施策を総合且つ積極的に推進し、明るい明日を約束するため、「青少年健全育成都市」を宣言する。</p>	<p>宣言（青少年健全育成の町） 昭和42年9月26日</p> <p>近代的に大きく発展をとげようとする伊賀町において次の世代を背負う青少年の健全育成は目下の急務である。</p> <p>本町の青少年が誇りと希望に輝き高い人格、たくましい体力、旺盛な気魄を兼ね具えて健全に成長するよう期待しここに町民の総力を結集してこの運動を推進するため「青少年健全育成の町」を宣言する。</p>		<p>青少年健全育成村宣言 昭和41年3月29日</p> <p>激動する現下の社会状況下、青少年の非行を防止し、次代になう若者達の健全育成は今日最も重要なことである。本村のよりよき発展には、村の産業に従事する後継者としての青少年は勿論、小・中・高等学校に在学する児童、生徒の健全なる育成こそ最も緊急とするものである。</p> <p>全村民が青少年問題を理解し、青少年を健全な方向に導くことに努力することによって「明るい阿山村」「住みよい阿山村」を推進するものである。ここに「青少年健全育成村」とすることを宣言する。</p>			

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目		慣行の取扱い			関係項目		各種宣言
調整の方針		新市において調整する。					
現				況		調整の具体的内容	
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町		
<p>上野市非核平和都市宣言 昭和59年12月24日</p> <p>世界の恒久平和を希求し人類の安全と生存を保持することは、われわれの大いなる願望である。</p> <p>しかるに、核軍備拡大競争は依然として続けられ、美しい自然の破壊及び人類の生存に深刻な脅威を与えている。</p> <p>われわれは、世界唯一の核被爆国民として、また戦争の放棄を永久に誓った国民として国是である「持たず・つくらず・持ち込ませず」の非核三原則を堅持し、核兵器の廃絶に向かって積極的な運動を行うべきである。</p> <p>このかけがえのない美しい自然を、永遠の平和を、人類の生存を確保し、また戦争の惨害から将来の世代を守るためにも非核三原則が、平和を愛するすべての国の原則となることを希求し、ここに非核平和都市となる。</p>	<p>非核平和の町宣言 平成9年3月11日</p> <p>核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現は、全人類の願いである。</p> <p>世界で唯一の核被爆国であり、永久に戦争の放棄を誓った私たちは、「非核三原則」を堅持し、人類が再び同じ過ちを繰り返さないよう、核兵器の廃絶と世界平和の実現に努力しなければならない。</p> <p>かけがえのない地球と美しい郷土の自然を守り、愛といのちの擁護に努め、この地球上からすべての核兵器が廃絶されることを希求し、ここに伊賀町を「非核平和の町」とすることを宣言する。</p>	<p>「非核平和の村」宣言 平成9年3月10日</p> <p>世界恒久平和は、全人類が等しく希望するところであり、とりわけ、広島、長崎と世界で唯一の核被爆国である我が国にとって、核兵器の廃絶は国民共通の願望であります。</p> <p>また、日本国憲法の精神に基づき、平和と安全からも核兵器の廃絶を全世界に訴え、同時に、「持たず、つくらず、持ちこませず」の非核三原則が完全に実施されることを希求します。</p> <p>かけがえのない地球の平和と郷土の自然を守るためにも、私たち島ヶ原村民は非核三原則を堅持し、全ての核兵器がこの地から廃絶されることを強く望んで、ここに島ヶ原村を非核平和の村となることを宣言します。</p>	<p>「非核平和の町」宣言 平成9年3月25日</p> <p>世界の永久平和は、全人類が等しく希望するところであり、とりわけ広島、長崎と世界で唯一の核被爆国である我が国にとって、核兵器の廃絶は国民共通の願望である。</p> <p>しかしながら、各戦争の危機は依然として存在し、人類の生存に多大な脅威を与えている。</p> <p>憲法において、永久に戦争の放棄を誓った国民として、人類が再び同じ過ちを繰り返さないようできる限りの努力をしなければならない。かけがえのない地球の平和と美しい郷土の自然を守るため、私たち阿山町民は「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を堅持し、すべての核兵器が、この世から廃絶されることを希求して、ここに非核平和の町となることを宣言する。</p>	<p>非核平和の村宣言 平成9年3月10日</p> <p>世界の永久平和は、全人類共通の願いである。</p> <p>しかしながら、核戦争の危機は依然として存在し、人類の生存に深刻な脅威を与えている。</p> <p>われわれは、世界で唯一の核被爆国民として、また永久に戦争の放棄を誓った国民として、世界の永久平和と人類の安全を築きあげなければならない。</p> <p>かけがえのない地球の平和と人類の安全を確保するため、ここに大山田村民は、非核三原則を堅持し、あらゆる核兵器がこの地球上から廃絶されることを希求して、「非核平和の村」となることを宣言する。</p>	<p>平和の町宣言 昭和37年7月25日</p> <p>戦争は、最大の不正義であり、今日ほど平和の確立が希求されているときはない。人類歴史に輝かしい永久平和を、うちたてるため、青山町は「平和の町」として宣言する。</p> <p>非核平和の町宣言 平成3年3月22日</p> <p>世界の永久平和は人類の願望である。</p> <p>美しい自然と緑のこの地球を核から守るために私たち青山町民は人類史上最初の核被爆国民として非核三原則を厳守し、全ての核兵器の廃絶と世界の永久平和を切望してここに「非核平和の町」となることを宣言する。</p>		

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い		関係項目	各種宣言		
調整の方針	新市において調整する。					
現			況			調整の具体的内容
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	
<p>上野市環境都市宣言 平成3年3月4日</p> <p>地球環境は、人間の経済化活動や社会活動をはじめとする広範囲な諸活動によって、自然破壊と環境汚染が進行し、かつてない危機に遭遇している。</p> <p>私たちは、かけがいのない恵み豊かなこの地球を、健全な私たちで次世代に引き継いでいく責任がある。</p> <p>そのためには、自然環境と人間生活とのかかわりを踏まえ、未来に向けて快適な環境の保持に努めなければならない。</p> <p>よって上野市は、市民一人ひとりが積極的に、地球にやさしい行動を心がけ、よりよい環境の保全を目指して、ここに環境保全都市を宣言する。</p>	<p>伊賀町環境宣言 平成5年3月11日</p> <p>私たちは、今までの生き方や日々の生活を地球的視野で見つめなおすとともに、伊賀町の誇るべき自然・歴史・文化などの環境をこれからも大切にしていきたいです。</p> <p>そのために地域の環境がより安全で快適になり、人間性豊かな生き甲斐ある暮らしが続くことを願って、ここに「伊賀町環境宣言」を發します。</p>					

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い				関係項目	各種宣言
調整の方針	新市において調整する。					
現			況			調整の具体的内容
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	
<p>緑化推進都市宣言 昭和49年5月13日</p> <p>私達の心を和らげ豊かにし、健やかな体を養うのは緑です。特に城下町としてその風物の保存をめざす上野市にとって緑は生命であると思います。</p> <p>上野市はすでに全国に先駆けて、昭和39年より緑化条例を制定し、全市の緑化に努めてまいりましたが、この機会に更に条例の精神を強化し、緑いっぱいの豊かな都市づくりをめざし、努力することを誓い、ここに私達の上野市は、「緑化推進都市」であることを宣言します。</p>						

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目		慣行の取扱い			関係項目		各種宣言
調整の方針		新市において調整する。					
現				況		調整の具体的内容	
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町		
<p>人権尊重都市宣言 平成5年6月29日</p> <p>すべての人々の人権が尊重され、自由と平等が保障される社会の実現は、私たちみんなの願いです。</p> <p>しかしながら、現実の社会生活の中においては、人権が侵害されるさまざまな差別が存在しています。これを解決することは私たちの責務であります。よって、私たち市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、全ての人々の人権が守られ、差別のない明るく住みよい社会を築くため、ここに上野市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。</p>	<p>伊賀町人権町宣言 平成4年3月26日</p> <p>民主的で平和な社会をつくるためには、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が尊重されることが必要かつ不可欠である。</p> <p>しかしながら、我が国における人権侵害は、今なお依然として存在しており、この問題を解決することは国民的緊急課題である。</p> <p>よって、本町議会は、「人権町宣言」を行い、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、全ての町民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現を期す。</p>	<p>人権尊重の村宣言 平成5年3月11日</p> <p>民主的で平和な社会をつくるためには、部落差別をはじめとするあらゆる差別を追放し、すべての人々の権利が保障される必要がある。</p> <p>しかしながら、我が国における人権侵害は依然として存在しており、この問題を一日でも早く解決することは、国民的課題であり、また村民の願いである。</p> <p>よって本村は、ここに「人権尊重の村」としての宣言を行い、すべての人々の人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現を期す。</p>	<p>「人権尊重の町」宣言 平成5年1月30日</p> <p>すべての人々の人権が尊重される自由で平等な社会の実現は、世界共通の願いである。</p> <p>しかしながら、現実の社会において人権が侵害される事象は、今なお存在しており、これを解消することは私たち国民に課せられた責務である。</p> <p>よって、阿山町議会は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が保障される明るく住みよい地域社会を実現するため、ここに「人権尊重の町」を宣言する。</p>	<p>人権尊重村宣言 平成4年9月21日</p> <p>全ての人々の人権が尊重される自由で平等な社会の実現は、世界共通の願いである。</p> <p>しかしながら、現実の社会において、人権が侵害される事象が、今なお存在しており、これを解消することは私たち村民に課せられた責務である。</p> <p>よって、大山田村議会は、あらゆる差別を撤廃し、全ての人々の人権が保障される明るく住みよい地域社会を実現するために、ここに人権尊重村宣言を決議する。</p>	<p>「人権尊重のまち」宣言 平成4年12月22日</p> <p>同和問題は、人権にかかわるわが国最大の社会問題であり、その早急な解決は国の責務であり、国民的課題であります。これまで、町として人権問題に関する教育・啓発活動の取り組みがなされてきました。</p> <p>しかしながら、今日なお人間の平等が軽視されがちであるばかりか、部落差別に見られる人権侵害の事象はあとを絶たないところであります。</p> <p>このため、町民一体となり「部落差別をしない、させない、許さない」という運動を押し進めるとともに、部落差別解消のための根本的総合的な施策が講じられるような「法」の制定を国に働きかけていかなければなりません。</p> <p>来年は、世界人権宣言四十五周年にあたり、改めて人間の尊厳を自覚し、差別に撤廃が民主社会建設の基礎であることを認識し、わたしたちは、全ての町民の人権が保障され、明るく住みよい地域社会を実現するため「人権尊重のまち」宣言する。</p>		

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い				関係項目	各種宣言
調整の方針	新市において調整する。					
現			況			調整の具体的内容
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	
<p>上野市健康都市宣言 平成12年6月23日</p> <p>生活水準の向上や医学のめざましい進歩により、日本は世界一の長寿国となりましたが、その一方で、社会構造や生活習慣の変化に伴う心身の疾病等も増加しています。</p> <p>健康は、いつの世も変わることのない私たちの基本的な願いです。</p> <p>新しい千年紀の始まりに当たって、生きていることの尊さと人権の重さへの認識を基本に、子どもから高齢者まですべての市民が、健やかで快適な生活を送ることができるよう「人」「地域社会」「自然」それぞれが健全で、明るく活力にみちたまちづくりを推進するため、ここに上野市を「健康都市」とすることを宣言します。</p>						

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い				関係項目	各種宣言
調整の方針	新市において調整する。					
現 況						調整の具体的内容
上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	
<p>上野市男女共同参画都市宣言 平成13年9月26日</p> <p>私たちは 性別にとらわれず 互いを人として尊び それぞれの個性と能力をいかせるまちをめざし社会のあらゆる分野で 共に参画し 責任を分かち合い のびやかで 心豊かに暮らせるまちをめざし 豊かな自然と 培うわれた文化を次代につなげ 平等と平和が根づくまちをめざして ここに「男女共同参画都市宣言」を宣言します。</p>						

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	名誉市町村民
調整の方針	新市発足後、速やかに制度を統一する。		
現		況	
上野市	伊賀町	島ヶ原村	調整の具体的内容
<p>(1)対象者 市のため、著しく公共の福祉を増進し、文化、社会の進展に貢献した人士に対し称徳感謝の意をもって、その榮譽を顕彰しようとするため、市住民又は市にゆかりの深い者で、その事績が卓越で世の敬仰にあたいすると認められる者に対して上野市名誉市民の称号を贈る。</p> <p>(2)決定 市長が市議会の同意を得て決定する。</p> <p>(3)名誉市民章 名誉市民章を贈呈する。</p> <p>(4)礼遇 市の行う式典へ招待すること。 市議会の議決を経て一時金又は年金を贈ること。 死亡したときは、弔詞及び弔慰金を贈ること。 その他必要と認める特典又は待遇を与えること。</p> <p>(5)追彰</p> <p>(6)取消</p> <p>(7)根拠法令 上野市名誉市民条例（昭和34年条例第15号）</p>	<p>(1)対象者 公益文化経済の進展に貢献し、衆人の規範として住民が推戴するにたる個人に伊賀町名誉町民の称号を贈る。</p> <p>(2)決定 町議会は議決をもって被表彰者を決定し、町長がこれを行う。</p> <p>(3)名誉町民章 名誉町民章を授与する。</p> <p>(4)礼遇 後世をして永く偉功を讃えるため町役場に肖像の懇願を行う。 町長は、表彰録を備え、永遠に保存する。</p> <p>(5)追彰</p> <p>(6)取消</p> <p>(7)根拠法令 伊賀町名誉町民表彰条例（昭和37年条例第10号）</p>	<p>(1)対象者 公共の福祉の増進、産業、文化、教育の進展に偉大な貢献をなし、衆人の規範として住民が推戴するにたる村住民又は村に縁故の深い者に島ヶ原村名誉村民の称号を贈る。</p> <p>(2)決定 村長が議会の議決を得て決定する。</p> <p>(3)名誉村民章</p> <p>(4)礼遇 村の公の式典への参列 村議会の議決を得て一時金又は年金の贈与又は記念品の贈与 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰</p> <p>(5)追彰 名誉村民となるべき者が死亡したときは、追彰するものとし、上記は遺族に交付する。</p> <p>(6)取消 名誉村民が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、村民の尊敬を得なくなったときは、村長は、議会に諮って取消することができる。この場合与えられた特典又は礼遇を停止する。</p> <p>(7)根拠法令 島ヶ原村名誉村民条例（昭和41年条例第30号）</p>	
阿山町	大山田村	青山町	
<p>(1)対象者 公共の福祉の増進、産業、文化の進展又は社会公益上に偉大な貢献をなし、その功績が顕著である町住民又は町に縁故の深い者に、阿山町名誉町民の称号を贈る。</p> <p>(2)決定 町長が議会の議決を得て決定する。</p> <p>(3)名誉町民章</p> <p>(4)礼遇 町の公の式典への参列 町議会の議決を得て、功労金として一時金又は年金の贈与又は記念品の贈与 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 その他町長が必要と認めた特典又は待遇</p> <p>(5)追彰</p> <p>(6)取消 名誉町民が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を得なくなったときは、町長は、議会に諮って取消することができる。この場合与えられた特典又は待遇を停止する。</p> <p>(7)根拠法令 阿山町名誉町民条例（昭和39年条例第8号）</p>	<p>(1)対象者 公共の福祉の増進、産業、文化、教育の進展に偉大な貢献をなし、衆人の規範として住民が推戴するにたる村住民又は村に縁故の深い者に大山田村名誉村民の称号を贈る。</p> <p>(2)決定 村長が議会の議決を得て決定する。</p> <p>(3)名誉村民章</p> <p>(4)礼遇 村の公の式典への参列 村議会の議決を得て一時金又は年金の贈与又は記念品の贈与 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰</p> <p>(5)追彰 名誉村民となるべき者が死亡したときは、追彰するものとし、上記は遺族に交付する。</p> <p>(6)取消 名誉村民が本人の責めに帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、村民の尊敬を得なくなったときは、村長は、議会に諮って取消することができる。この場合与えられた特典又は礼遇を停止する。</p> <p>(7)根拠法令 大山田村名誉村民条例（昭和41年条例第1号）</p>	<p>(1)対象者 公共の福祉の増進、産業、教育、文化、社会の進展に偉大な貢献をなし、その事績卓越し、功労時に顕著な者で町住民又は町にゆかりの深い者に対して青山町名誉町民の称号を贈る。</p> <p>(2)決定 町長が議会の同意を得て決定する。</p> <p>(3)名誉町民章 名誉町民章を贈呈する。</p> <p>(4)礼遇 町の行う式典へ招待すること。 町議会の議決を経て記念品等をおくこと。 死亡した時は、弔詞および弔慰金を贈ること。 その他必要と認める特典または、待遇をすること。</p> <p>(5)追彰</p> <p>(6)取消</p> <p>(7)根拠法令 青山町名誉町民条例（昭和59年条例第31号）</p>	

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	功労者表彰
調整の方針	新市発足後、速やかに制度を統一する。		
現 況			
上 野 市	伊 賀 町	島 ヶ 原 村	阿 山 町
<p>(1)目的 公共の福祉の増進に寄与し、市の発展に尽くした者を表彰し、もって地方自治の振興に資することを目的とする。</p> <p>(2)表彰 市政功労者表彰 特別市政功労者表彰 善行者（団体）表彰</p> <p>(3)市政功労者表彰対象者 地方自治の振興発展に功績のあった者 教育・芸術文化の向上発展、社会教育及び体育振興に功績のあった者 民生又は社会福祉の振興充実に功績のあった者 地域医療、公衆衛生の向上、環境、保健衛生の発展に功績のあった者 産業の活性化、雇用の促進等経済の振興に功績のあった者 農林水産業の振興発展に功績のあった者 消防・防災、交通安全又は防犯に功績のあった者 奉仕、ボランティア活動に功績のあった者 その他表彰するにふさわしい功績のあった者</p> <p>(4)特別市政功労者表彰対象者 市政功労者表彰を受けた者のうちから、その功績が特に顕著な者</p> <p>(5)善行者（団体）表彰対象者 奉仕活動等、善行のあった者又は団体</p> <p>(6)表彰の方法 市政功労者表彰 表彰状、市政功労者徽章を贈呈 特別市政功労者・善行者(団体) 表彰状、記念品を贈呈</p> <p>(7)表彰の時期 市政功労者表彰及び善行者（団体）表彰 （毎年の市制記念日） 特別市政功労者表彰（5年毎の市制記念日）</p> <p>(8)根拠法令 上野市表彰規則（平成13年規則第39号） 上野市市政功労者徽章規程（平成11年告示第54号）</p>	<p>(1)目的 町の発展に寄与し、又は住民の模範と認められる行為があった個人又は団体を表彰することにより、町の自治の振興を促進することを目的とする。</p> <p>(2)対象者 次の一に該当する個人又は団体 町長の職にあった者 8年以上町議会議員の職にある者又はあった者 8年以上町の助役、収入役又は教育長の職にある者又はあった者 12年以上町の教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員、公平委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の職にある者又はあった者 教育、学術、文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について特にその功績が顕著な者及び団体 上記の他、町の公益に関し特に功績が顕著な者及び団体</p> <p>(3)表彰の方法 表彰状を授与し、記念品を加授する。</p> <p>(4)表彰の時期 町長が必要と認めたとときに行う。（5年毎に行う。）</p> <p>(5)根拠法令 伊賀町表彰規則（平成5年規則第4号）</p>	<p>(1)目的 島ヶ原村自治発展に功績のあった者及び村内の善行、業績のあった者を顕彰することを目的とする。</p> <p>(2)対象者 団体又は個人の生存者で次の一に該当する者 村長、助役、収入役、教育長、議長、副議長に在職したもの 村議会議員で在職10年以上のもの 議会の同意を得て選任される各種委員で在職10年以上のもの 以外の公職者で同一の職10年以上のもの 村職員で品行方正にして、職務に精励し、勤続15年以上の在職者又は15年以上勤続し退職したもの</p> <p>(3)表彰の方法 表彰状（感謝状）を授与し、記念品を加授することがある。</p> <p>(4)表彰の時期 村長が必要と認めたとときに行う。</p> <p>(5)根拠法令 島ヶ原村表彰規程（平成元年規程第1号）</p>	<p>(1)目的 町内の善行、美績を顕彰することを目的とする。</p> <p>(2)対象者 団体又は個人で次の一に該当するもの 自己の危難を顧みることなく、人命救助、消火水防及び防犯その他の善行を敢行したものの 徳行卓越し、一般の儀表となるもの 憲法精神の普及、地方自治の振展、道義の昂揚、風俗の善導、生活の改善、文化の発展、体育の奨励、資源の開発、産業の振興、社会事業の促進、保健衛生その他公共の福祉に寄与し、その功労が顕著であるもの 町議会議員で在職10年以上のもの 一般地方公務員で品行方正にして職務に精励し、その成績特に優秀であるもの又はあったもの その他上記一に準ずると認められるもの</p> <p>(3)表彰の方法 表彰状を授与する。但し、金品を加授することがある。</p> <p>(4)表彰の時期 毎年2月1日に行う。</p> <p>(5)根拠法令 阿山町表彰規則（昭和39年規則第1号）</p>

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	功労者表彰
現		況	
大山田村		青山町	
<p>(1)目的 大山田村自治発展に功績のあった者及び村内の善行、業績のあった者を顕彰することを目的とする。</p> <p>(2)対象者 団体又は個人の生存者で、次の一に該当する者 村長、助役、収入役、教育長、議長、副議長に在職したもの 村議会議員で在職 10 年以上のもの 以外の公職者で同一の職 10 年以上のもの 村の献血推進運動に奉仕し 10 回以上献血したもの 村職員で品行方正にして、職務に精励し、勤続 15 年以上の在職者又は 15 年以上勤続し退職したもの 村立学校で校長職に 5 年以上あった者及び教職員で勤続 20 年以上在職しているもの 学術、文化、芸能、産業、経済、社会、公共のために貢献し、その功績が特に顕著であったもの 上記一に準じ功績が顕著であり村長が適当と認められたもの 村内長寿者</p> <p>(3)表彰の方法 表彰状（感謝状）を授与し、記念品を加授することがある。但し、上記 に掲げるものは記念品のみとする。</p> <p>(4)表彰の時期 村長が必要と認めたととき行う。</p> <p>(5)根拠法令 大山田村表彰規程（昭和 50 年規程第 1 号）</p>	<p>(1)目的 青山町自治発展のため功労のあった者を表彰することを目的とする。</p> <p>(2)表彰 自治功労者 文教功労者 産業功労者 民生功労者 その他特別の功労がある者</p> <p>(3)対象者 次の一に該当する者のうちから推挙する。 町長で 12 年以上在職したもの 町議会議員で 16 年以上在職したもの 助役、収入役、教育長、教育委員、監査委員及び区長で 18 年以上在職したもの 以外の公職者で 20 年以上在職したもの 学術、文化、芸能、産業、経済、社会、公共のために貢献し、その功績が特に顕著であったもの 上記一に準じ功績が顕著であり町長が適当と認められたもの 及び に該当するもので基準年数に満たない者について、町長が特に功績が顕著であると認めるとき 表彰者の年齢は、概ね 50 才以上の者とする</p> <p>(4)表彰の方法 功労章を授与</p> <p>(5)表彰の時期 毎年 3 月 1 日に表彰する。</p> <p>(6)根拠法令 青山町功労者表彰条例（昭和 31 年条例第 5 号） 青山町功労者表彰規程（昭和 51 年訓令第 2 号）</p>		調整の具体的内容

伊賀地区市町村合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い				関係項目	市町村の行事	
調整の方針	各市町村の行事については、新市の一体性の確保の原則に基づき、地域の実情を尊重しながら調整する。 (1) 市町村の類似する行事については、新市において調整する。 (2) 市町村独自の行事については、現行のまま新市に引き継ぐ。 住民や地域が主体となった企画運営ができるよう調整する。 祭り（各種イベントを含む）の内容によっては統合を検討する。						
分類	現				況		調整の具体的内容
	上野市	伊賀町	島ヶ原村	阿山町	大山田村	青山町	
生活関係	消防団辞令交付式	伊賀町消防団入退団式	消防団辞令交付式	阿山町消防団入退団式	大山田村消防団入退団式		
	夏季訓練	夏季訓練	夏季訓練	夏季訓練	夏季訓練	夏季訓練	
	上野市消防出初式	伊賀町消防出初式	島ヶ原村消防出初式	阿山町消防出初式	大山田村消防出初式	青山町消防出初式	
文化国際関係	芭蕉祭	しぐれ忌					
	上野市民美術展覧会	伊賀町民展覧会	島ヶ原村民展覧会	阿山町民展覧会	大山田村民芸術文化祭（村民展覧大会）	青山町ふるさと美術展覧会	
	上野市民文化祭	伊賀町文化講演会 伊賀町文化協会発表会		あやま芸能交流会	村民芸術文化祭（村民芸能大会）		
		横光利一顕彰 橋本策顕彰					
保健福祉関係	健康まつり	健康福祉まつり	健康のつどい	保健福祉まつり	保健センターまつり	健康福祉フェスティバル	
	戦没者追悼式（上野市主催）	戦没者追悼式（伊賀町主催）	戦没者追悼式（島ヶ原村主催）	戦没者追悼式（阿山町主催）	戦没者追悼式（大山田村主催）	戦没者追悼式（青山町主催）	
商工・観光関係	市民夏のにぎわいフェスタ						
	伊賀上野 NINJA フェスタ			伊賀焼陶器まつり			
	上野城薪能						
	じばさんまつり	ふれあい農業まつり		けんずいまつり	大山田村収穫まつり	青山町ふれあいフェスタ	
		余野公園つつじまつり					
		霊山桜まつり					
		紅葉まつり					
人権関係	人権を考える市民の集い	人権フェスティバル	人権のつどい	人権フェスティバル	人権フェスティバル	人権のつどい	
					梅まつり		
教育関係	成人式	成人式	成人式	成人式	成人式	成人式	
	市民スポーツフェスティバル	町民体育祭	村民体育まつり	町民体育まつり	おおやまだスポーツフェスティバル	青山町民体育大会	
	上野シティマラソン				元旦マラソン	青山高原つつじクオーターマラソン大会	